

## 2 用語集

《あ行》	
一般会計	主に税を財源として、国や地方公共団体の基本的活動を行うために必要な歳入、歳出を経理する会計。
雨水吐室	合流式下水道において、一定量以上の降雨時に未処理下水を公共用水域に放流する施設のこと。
OJT	On the Job Training（職場内訓練）の略。職場内で行われる職業指導手法のひとつで、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを指導教育すること。
汚水処理施設	生活や事業に起因する汚水を処理する施設で、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽などのこと。
汚水処理人口普及率	行政区域内人口のうち、下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設で汚水を処理できる人口の割合。
汚水処理費	下水道の管理に要する経費のうち、汚水に係る経費。汚水維持管理費（管きよ費、ポンプ場費、処理場費、その他）と汚水資本費（汚水に係る企業債*利息及び減価償却費*）に分けられる。
《か行》	
改築	既存の施設を取り替えたり、施設の一部を活かしながら部分的に新しくすることで、所定の耐用年数を新たに確保するもの。
合併処理浄化槽	し尿（便所からの排水）と生活雑排水*（台所や洗濯、風呂などの排水）の両方を処理するための浄化槽。
刈谷市下水道ストックマネジメント計画	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するための計画。

刈谷市総合計画	本市の最上位の行政計画として、地域のビジョンや将来像を具体化するための道筋を示しており、市民、事業者や各種団体、国、県など、市に関わるすべての人々が、ともに理解し、協力して取り組むためのまちづくりの目標を定め、自主・自律を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針。
刈谷市都市計画マスタープラン	都市づくりの具体性のある将来像を確立し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備の方針を明らかにした都市計画に関する最も基本的な計画。
管きよ	管路施設のうち、主にマンホールとマンホールの間を結ぶ地中埋設管など（暗きよ）のこと。
官民連携	官民の協働に基づき、民間の資本あるいはノウハウ、技術力の活用によって、業務の効率化や公共サービスの向上を目指すこと。
管路施設	管きよ、マンホール、柵及び取付管などの総称。住居、商業、工業地域などから排出される汚水や雨水を収集し、ポンプ場、処理場又は放流先まで流下させる役割を果たす。
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債（国などからの長期借入金）。
基本計画	下水道の全体像を明示した計画。
行政区域	都道府県や市区町村など、行政を行う上での地域の区分単位の総称。（刈谷市の行政区域＝刈谷市全域）
供用開始区域	下水道へ接続することのできる区域。
汲み取り便所	便器下に据え付けられた便槽にし尿を貯留し、定期的に人力あるいは機械によって汲み取る形式の便所。
繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰出されるお金（税金）。

経費回収率	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。算出式は次のとおり。</p> $\text{使用料収入} / \text{汚水処理費}^* \times 100 (\%)$
下水	生活や事業に起因する汚水又は雨水。
下水道	下水 <sup>*</sup> を排除するために設けられる管路施設や処理施設、ポンプ施設、貯留施設、その他の施設の総称。
下水道接続人口	供用開始区域内人口のうち、実際に下水道に接続して汚水を処理している人口。水洗化人口ともいう。
下水道接続率	<p>供用開始区域内人口のうち、実際に下水道に接続して汚水を処理している人口の割合。水洗化率ともいう。</p> <p>算出式は次のとおり。</p> $\text{下水道接続人口} / \text{供用開始区域内人口} \times 100 (\%)$
下水道普及率	<p>行政区域内人口のうち、供用開始区域内人口の割合。</p> <p>算出式は次のとおり。</p> $\text{供用開始区域内人口} / \text{行政区域内人口} \times 100 (\%)$
減価償却費	土地などを除く固定資産（建物・下水道管きよなど）の減価（価値の減少）を、使用年度にわたり、合理的かつ計画的に費用として負担させるための、会計上の処理または手続きを減価償却といい、この処理または手続きによって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。
広域化共同化	人口減少などに伴う料金収入の減少や更新需要の増大などを踏まえ、公営企業としてサービスの継続的な提供を行うために、汚水処理施設の統合や汚泥処理の共同化、維持管理業務・事務の共同化などを行うこと。
公営企業	水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行うために地方公共団体が経営する企業活動の総称。
公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために、市町村が管理する下水道のこと。

公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域や接続する水路の総称。
合流改善	合流式下水道では、一定量以上の降雨時に未処理下水の一部がそのまま河川などへ放流され、公衆衛生・水質保全・景観に影響を及ぼすことから、汚濁負荷量の削減、公衆衛生上の安全確保及びきょう雑物の削減を目的として、施設の改修を行うこと。
合流区域	合流式で下水を処理している区域。
合流式	汚水と雨水を同じ管きよで排除する方式。
<b>《さ行》</b>	
境川・猿渡川流域 水害対策計画	境川・猿渡川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、流域の治水安全度の早急かつ確実な向上を図るため、平成26年（2014年）3月に愛知県と本市を含む流域関連10市2町で策定した計画。
市街化区域	既に市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
事業計画	基本計画に定められた施設のうち、5～7年先までに実施する予定の施設の配置などを定める計画。
修繕	老朽化した施設や故障・損傷した施設を対象として、施設の耐用年数内において機能を維持させるために行われるもの。
終末処理場	下水を最終的に処理して、河川などの公共用水域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設。 本市では、愛知県が管理している境川浄化センターのことを指す。

重要な污水管きょ	ポンプ場・処理場に直結する管きょや防災拠点などから污水を受ける管きょ、地震被害によって二次災害を誘発するおそれがある河川・軌道などを横断する管きょなど、地震時でも機能の維持が必要となる污水管きょ。
生活雑排水	生活排水のうち、し尿（便所からの排水）を除いたもの。
生活排水	台所、便所、風呂など、日常生活で使った水のこと。
<b>《た行》</b>	
耐水化	河川氾濫などの災害時においても、一定の下水道機能を確保し、下水道施設への被害による社会的影響を最小限に抑制するための対策。
耐用年数	適正な管理にも関わらず、使用目的を達することができなくなるまでの期間（年数）。
単独公共下水道	一つの市町村区域内で下水を集める管きょと終末処理場を持っているもの。
単独処理浄化槽	し尿（便所からの排水）のみを処理する浄化槽。 浄化槽法の改正により、平成13年（2001年）4月1日から新たに設置することが認められなくなった。
DX	Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。 デジタル技術の導入により、業務の変革を行うこと。
特定都市河川 浸水被害対策法	著しい浸水被害のおそれがあるものの、市街化の進展により河道などの整備による浸水被害の防止が困難な地域について、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定など、浸水被害を防止するための対策の推進を目的とした法律。
独立採算制の原則	事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していくという公営企業の原則。

<b>《な行》</b>	
西三河	刈谷市のほか、岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町の総称。
<b>《は行》</b>	
BOD	Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略で、数値が大きいほど汚れが多いことを示す。 水中の汚濁物質（主として有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要なとされる酸素量で、河川の汚濁を表す代表的指標。
BCP	Business Continuity Plan（業務継続計画）の略。 災害発生時の人、モノ、情報及びライフラインなどの利用できる資源に制約がある状況下においても、適切に業務を執行することを目的とした計画。
PDCA サイクル	業務プロセス管理手法の一つで、Plan（計画）－ Do（実施）－ Check（検証）－ Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって断続的な改善を目指していく手法。
不明水	終末処理場まで流れてきた汚水のうち、使用料を徴収することができないものであり、地下水や直接浸入水などからなるもの。
分流式	汚水と雨水を別々の管きよで排除する方式。
碧海5市	刈谷市のほか、碧南市、安城市、知立市、高浜市の総称。
<b>《や行》</b>	
有収水量	処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料徴収の対象となる水量。
有収率	処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料徴収の対象となる水量の割合で、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。100%に近づけることが望ましく、算出式は次のとおり。 年間総有収水量／年間総汚水処理水量×100（%）

《5行》	
流域関連公共下水道	市町村区域内の下水を集める管きょを設置し、終末処理場を持たず、下水を流域下水道の幹線に流入させるもの。
流域下水道	二つ以上の市町村区域の下水を排除又は処理するもの。
類似団体	全国の地方公共団体のうち、人口や人口密度、供用開始後年数が類似する団体。







## 刈谷市下水道ビジョン

令和5年(2023年)3月発行

発行 刈谷市

編集 水資源部下水道課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL:0566-23-1111(代表)

URL:<https://www.city.kariya.lg.jp/>